

**ニコ UFO マイトの小型特殊車両装着について道路交通法に適合しているか否か、警察署に於きまして確認させていただきました内容について公表します。**

[2017年8月神奈川県藤沢北警察署にて伺いました]

→**小型特殊自動車(農機・小型フォークリフト等)が一般道を走行中に車両の横の部分にニコマイト(電池式マグネット回転灯兼フラッシュライト)の取り付けは可能ですか。**

[ニコマイトを装着する目的]

→夜間や暗がりを走行中によく車両横をぶつけられてしまうので、周囲に注意を促す為、目立たせたい。

**藤沢北警察署の回答**

→本部の交通安全課にも確認をとって頂き可能であるとのこと回答を頂きました。何らかの理由で外さなければならない時、マグネットであれば直ぐに取り外しできるので、整備不良で免許証を減点されることは無い。

**ニコマイトを取り付ける際の注意点として**

→

- ①**必ず横向きに取り付ける事(上向きに取り付けてはいけません)**
- ②**色は黄色限定(透明も同色扱いなので可能)**

[御参考資料]

→書店や図書館にある保安基準が掲載されている書物をご確認ください。回転灯兼フラッシュライトを上記方法にて取り付けを行うと違反とする文章は見当たらないはずです。